

令和7年度新潟県健康づくりのための情報提供事業委託契約書

「令和7年度新潟県健康づくりのための情報提供事業実施要綱」（以下「要綱」という。）に基づく、特定健康診査未受診者の健康づくりのための診療情報等の提供に係る事業（以下「情報提供事業」という。）について、_____（国保保険者（以下「甲」という。））と別記「参加医療機関一覧表」の医療機関（以下「参加医療機関」という。）から契約に関する委任を受けた公益財団法人新潟県健康づくり財団（以下「乙」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

（総 則）

第1条 甲は、情報提供事業を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務）

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、要綱に基づき、特定健康診査未受診者のうち医療機関に受診している者（以下「対象者」という。）について、要綱第5条に定める情報提供票により特定健康診査に相当する診療情報等を甲に提供することとする。

2 業務は、参加医療機関で行うものとする。

3 参加医療機関は、対象者から甲の通知に基づく情報提供票の提出を受けた場合、要綱第7条により対象者が医療保険有資格者であること等を確認のうえ、必要事項を記入するものとする。

4 参加医療機関は、前項の情報提供票を毎月末日までにとりまとめ、翌月10日（当該日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合はその翌日）までに、甲の委託を受け情報提供票のデータ化処理及び決済を代行する新潟県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）へ提出し、情報提供料を請求するものとする。

（契約期間）

第3条 この契約の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（情報提供料）

第4条 情報提供料は、要綱別表「情報提供料単価表」に定める額とする。

（情報提供料の支払い）

第5条 甲は、参加医療機関から第2条第4項の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、受理した月の翌月末日を基本として、甲と連合会との間で定める日に、参加医療機関に連合会を通じて請求額を支払うものとする。

（再委託の禁止）

第6条 参加医療機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

(譲渡の禁止)

第7条 参加医療機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(事故及び損害の責任)

第8条 参加医療機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失のない限り、参加医療機関がその負担と責任において処理に当たるものとする。

2 前項の場合において、参加医療機関に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について参加医療機関は甲及び乙と協議するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 参加医療機関が当該業務を実施するに当たっては、個人情報の漏洩を防止するとともに、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第10条 甲は、甲が必要と認めるときは、乙に対し参加医療機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

(契約の解除)

第11条 甲又は乙は、甲又は乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第12条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を遂行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力でないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。
- (4) 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を棄損する行為

(参加医療機関の追加)

第13条 医療機関から、本委託契約締結後に新たに本契約の締結についての権限を乙に委任する旨の申し出があった場合は、乙は別記「参加医療機関一覧表」を修正の上、甲に通知する

ものとする。

- 2 前項の場合には、当該通知がなされたことをもって、別記「参加医療機関一覧表」の変更の効力が生ずるものとする。

(協 議)

第 14 条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲及び乙が誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 4 月 1 日

委託者（甲）

受託者（乙）

新潟市中央区医学町通 2－1 3

公益財団法人 新潟県健康づくり財団

代表理事理事長 渡 部 透

個人情報取扱注意事項

1 基本的事項

参加医療機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

参加医療機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

- (1) 参加医療機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 参加医療機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

参加医療機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

参加医療機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 再委託の禁止

参加医療機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。

7 資料等の返還等

参加医療機関は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は参加医療機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

8 従事者への周知

参加医療機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

9 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、参加医療機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

10 事故報告

参加医療機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。